

業務制限の範囲について

これまでの議論

平成24年度第2回、第3回委員会においては、主に報道で取り上げられた事例について、他法令も参考にしつつ、業務制限の拡大を検討し、国民による政治資金監査制度に対する信頼性を保つ観点からある程度の業務制限の拡大を前向きに検討すべきという考え方と、政治資金監査が外形的・定型的に行われるものであるという性格に鑑みると、職業的専門家であれば外部性は損なわれないという考え方が示された。

平成25年度第2回委員会においては、これまで議論してきた事例について、(1) 政党助成法の監査における業務制限の考え方を政治資金監査に当てはめた場合、業務制限の対象となり得るもの、(2) 政党助成法の監査における業務制限の考え方が当てはまらないもの、(3) 政党助成法の監査における業務制限の考え方を政治資金監査に当てはめた場合、業務制限の対象となり得ないものの3つの類型に整理し、検討を進めた。

政党助成法の監査と政治資金監査の業務の性格の違いも考慮しつつ、政党助成法の業務制限の範囲を外延として整理すればよいのではないかという考え方が示された。

(現行の業務制限)

政治資金規正法（昭和三十二年七月二十九日法律第九十四号）

（登録政治資金監査人による政治資金監査）

第十九条の十三 1～4 （略）

- 5 国会議員関係政治団体の代表者、会計責任者、会計責任者に事故があり又は会計責任者が欠けた場合にその職務を行うべき者その他総務省令で定める者である登録政治資金監査人は、当該国会議員関係政治団体について、第一項の政治資金監査を行うことができない。

政治資金規正法施行規則（昭和五十年九月二十六日自治省令第十七号）

（法第十九条の十三第五項 の総務省令で定める者）

第十四条の二の三 法第十九条の十三第五項に規定する総務省令で定める者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 代表者、会計責任者又は会計責任者に事故があり若しくは会計責任者が欠けた場合にその職務を行うべき者の配偶者
- 二 役職員又はその配偶者
- 三 法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体にあつては、同号の公職の候補者又はその配偶者

検討

これまで検討してきた事例のうち、議論の対象を（１）政党助成法の監査の考え方を当てはめた場合に業務制限の対象となり得るもの及び（２）政党助成法の監査における業務制限の考え方が当てはまらないものに絞り込んだ上で、それぞれの事例についてこれまでに示された意見を踏まえつつ、更なる検討を行う。

（１） 政党助成法の監査における業務制限の考え方を政治資金監査に当てはめた場合、業務制限の対象となり得るもの

○ これまでに議論の対象としてきた事例

a 過去一年以内に国会議員関係政治団体の代表者、会計責任者等であった者に依頼

（平成24年度委員会での意見）

- ・ 政党助成法との関係からみて業務制限を課すことに特段に支障がないのではないか。
- ・ 実現の方向で検討してよい。

※ 既に政治資金監査に関する具体的な指針において、「自ら作成・徴取した収支報告書及び会計帳簿等の関係書類・・・(中略)・・・について自ら政治資金監査を行うことになる場合も、政治資金監査制度の趣旨を踏まえれば、適当ではない。」としている。

b 同一の国会議員関係政治団体の政治資金監査を一定期間以上継続して行った者に依頼

(平成24年度委員会での意見)

- ・ 継続的な監査により、特に支障が出てくるような実例があるとは思わないし、早急に結論を出す必要があることとも思わないが、ある程度の期間が経ったら代わる方が、国民の信頼が高まる感じがする。
- ・ 今の時点で議論することではなく、経過を見る必要がある。
- ・ 公認会計士の任意監査にも適用されていないこともあり、今すぐにこれを適用しなくてはいけない段階ではないと思う。
- ・ 現時点では判断がつかないが、全ての県に十分な数の監査人がいるかという実際上の問題もある。

c 国会議員に依頼(他の国会議員の関係団体の政治資金監査を行うことを制限)

特に意見なし。

d 国会議員の確定申告を担当している登録政治資金監査人に依頼

(前回の委員会での意見)

- ・ 国会議員の確定申告業務と政治資金監査は対象や業務の内容が全く異なるのに、利害関係に当てはまるのか。
- ・ 業務制限の対象とした場合に、政治資金監査の実際の執行にどれほど支障が生じるか懸念がある。

- ・ 政党助成法では業務制限がかかっているのに政治資金規正法の方は外すという理由があり得るのかどうか。

(平成24年度委員会での意見)

- ・ 政党は制限がかかるのに、政治団体に制限がかからないのは理屈があるのか。公的な性格が強い政党よりも政治団体の方が政治資金監査人との密接さが強いのではないか。
- ・ 確定申告書の作成が（登録政治資金監査人と）国会議員とのなれ合いを意味すると解するのは難しいのではないか。
- ・ 税理士法でも独立性や客観性は求められているため、制限は不要ではないか。
- ・ （確定申告書の作成が登録政治資金監査人と国会議員とのなれ合いを意味するとする）理由が見つからないため、制限は不要ではないか。
- ・ 政治団体に関しては公認会計士法の監査の網の中に入っていないため、政党助成法とは別個に考えてよいのではないか。

※ 報道において過去に取り上げられている。

※ この事例については、政党助成法の監査における業務制限の考え方は、1号団体（国会議員又はその候補者が代表者である団体）については当てはめることが可能だが、2号団体（後援会等）については当てはめることができない（別紙（4）ウ参照）。国会議員関係政治団体は、1号団体であるか2号団体であるかにかかわらず、業務制限の対象として整合性をとるべきか。そのように整理する場合、政党助成法の外延を超えてしまうことについてどのように考えるか。

(2) 政党助成法の監査における業務制限の考え方が当てはまらないもの

- e 同一の国会議員に係る別の国会議員関係政治団体の代表者である登録政治資金監査人に依頼

(前回の委員会での意見)

- ・ 同一の国会議員に係る国会議員関係政治団体であっても、相互の関

係は様々であることから、一律に業務制限の対象とすると過剰な規制になりかねない。

- ・ 国会議員関係政治団体の数を絞り込む傾向を助長する恐れがある。

(平成24年度委員会での意見)

- ・ 現場からの声もあるため、業務制限を課すべきではないか。
また1人の国会議員を各団体が支持しているという、いわば共通項を持っているようなケースの場合に、その団体の監査人は各々ばらばらであるべきだというのが基本的な考え方。このケースは利害関係があると思われる。
- ・ 実現の方向で検討してよい。
- ・ 有資格者である政治資金監査人が監査をするのに、制限をかける理由がクリアに説明できない。
- ・ 整理がまだついていない。制限をかけることで実態的な意義が持てるのか自信が持てない。

※ 報道において過去に取り上げられている。

f 国会議員の公職選挙法第180条の出納責任者である登録政治資金監査人に依頼

(前回の委員会での意見)

- ・ 政治活動の会計責任者と選挙運動の出納責任者の関係の密接性について様々な実態がある中で、一律に規制の対象とするのは適切か。
- ・ 実態として、出納責任者は名誉職的な立場の人が選任されている場合が少なくなく、現状でもさほど弊害が生じていない。
- ・ 出納責任者と会計責任者では、本来役割が違うため、業務制限をかけるには、かなり説得力のある理由が必要。

(平成24年度委員会での意見)

- ・ 会計責任者と国会議員との関係でみれば、性格的に同じような立場に立つため、業務制限をかけてもよいのではないか。